

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3

令和6年3月26日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社見沼交通（法人番号：8030001013973） 代表者 佐藤 孝明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市見沼区御蔵798-6 (本社営業所) 埼玉県さいたま市見沼区御蔵798-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年2月13日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社内原交通（法人番号：6050002007553） 代表者 磯部 洋一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県水戸市内原1-98 （本社営業所） 茨城県水戸市内原1-98
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 310日車 輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年7月19日、令和5年7月31日及び令和5年8月9日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)業務の記録の不実記載(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 31点 当該事業者の累積点数 31点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	日興運輸株式会社（法人番号：8060001014993） 代表者 小林 弘房
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県下野市仁良川1681-11 (本社営業所) 栃木県下野市仁良川1681-11
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項
(6) 違反行為の概要	令和5年7月31日及び令和5年9月4日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社横根交通（法人番号：8060001010670） 代表者 徳原 貴加夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市野尻字台前324-1 (本社営業所) 栃木県鹿沼市野尻字台前324-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月7日及び令和5年8月24日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)